

## 川崎市優良出荷者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における生鮮食料品等の安定した供給を確保し、市民生活の向上に寄与するため、優良出荷者及びその組織する団体（以下「出荷者」という。）に感謝状を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の交付基準)

第2条 市長は、川崎市中央卸売市場北部市場及び川崎市地方卸売市場南部市場への貢献度が高いと認めた出荷者に感謝状を交付することができる。

2 感謝状の交付対象となる出荷者は、過去3年間当該感謝状の交付を受けていない出荷者とする。

(出荷者の推薦)

第3条 卸売業者は、感謝状の交付対象となる出荷者を場内事業者と開設者から構成される取引連絡会議（以下「取引連絡会議」という。）の意見を聴取した上で調整し、優良出荷者推薦書（別紙様式）により、市長に推薦するものとする。

(交付出荷者の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による推薦に基づき内容を審査の上、感謝状を交付する出荷者（以下「交付出荷者」という。）及び交付時期を決定するものとする。

2 市長は、交付出荷者を決定したときは、その旨を卸売業者に通知するものとする。

(感謝状の交付方法)

第5条 市長は、感謝状を交付出荷者に郵送により交付するものとする。

2 市長は、前項の交付方法について、取引連絡会議で別の方法の提案があった場合はそれによることができる。

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 川崎市優良出荷団体報奨金等交付要領は、廃止する。
- 3 この要領は、平成27年4月1日から施行する。



